

令和 7 年

定期監査の結果に関する報告

愛知県監査委員

目 次

第 1	監査の実施.....	1
1	準拠した基準.....	1
2	監査の種類.....	1
(1)	財務監査.....	1
(2)	行政監査.....	1
(3)	「ソーシャルメディアの利活用等について」に関する行政監査.....	1
第 2	監査の結果.....	2
1	概要.....	2
(1)	監査の対象.....	2
(2)	監査の着眼点.....	3
(3)	監査の実施内容.....	4
ア	事務局監査.....	4
イ	委員監査.....	4
2	監査結果.....	4
(1)	概況.....	4
ア	分野別.....	5
イ	局等別.....	5

第3	テーマを設定した行政監査.....	28
1	概要.....	28
(1)	監査のテーマ.....	28
(2)	監査の目的.....	28
(3)	監査の対象.....	28
(4)	監査の着眼点.....	29
(5)	監査におけるリスクの設定.....	29
(6)	監査の実施内容.....	30
2	監査結果.....	30
(1)	制度所管課.....	30
	ア ソーシャルメディアの利用指針の策定及び見直しについて.....	30
	イ ソーシャルメディアの利用に関する情報共有について.....	31
	ウ ソーシャルメディアに関する研修について.....	32
(2)	所属.....	33
	ア 運用方針等の作成及び公開について.....	35
	イ 県管理 Web サイトとアカウントのリンク設定について.....	36
	ウ 情報発信の承認について.....	37
	エ 利用者からの意見や質問への対応方法について.....	38
	オ モニタリング及びトラブル対応の体制整備について.....	38
	カ アカウントの引継ぎ、パスワードの管理について.....	39
	キ 情報発信を行う端末について.....	40

ク	利用目的に合致したソーシャルメディアの媒体の選択について.....	41
ケ	反応分析の実施について.....	41
コ	情報発信の工夫について.....	43
サ	ソーシャルメディアに関する研修の受講状況について.....	44
(3)	是正又は改善を必要とする事項.....	44
	【指摘事項】 アカウント開設時に情報セキュリティ管理者の承認を得ておらず、アカウント運用方針も作成されていなかったもの（合規性）	44
(4)	監査意見.....	45
	〈監査意見〉 ガイドライン及びセキュリティポリシーを遵守するよう求めるもの.....	45
	〈監査意見〉 ガイドライン及びセキュリティポリシーが遵守されるよう制度所管課として実効性のある取組を求めるもの.....	45
	〈監査意見〉 ソーシャルメディアの利用について、効果的な情報発信につながる取組を求めるもの.....	46
	〈監査意見〉 ソーシャルメディアを活用した効果的な情報発信を支援する取組を求めるもの.....	46
	是正又は改善を必要とする事項集計表.....	57
1	分野別.....	57
2	局等別.....	58

定期監査の結果に関する報告

第 1 監査の実施

1 準拠した基準

愛知県監査委員監査基準（令和 2 年監査公表第 6 号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

(1) 財務監査

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項の規定による監査のうち、同条第 4 項の定期監査

(2) 行政監査

地方自治法第 199 条第 2 項の規定による監査（(3) を除く。）

(3) 「ソーシャルメディアの利活用等について」に関する行政監査

令和 7 年定期監査等実施計画において、ソーシャルメディアの利活用等をテーマとして設定したもの

※ この報告においては、(1) 及び (2) を「第 2 監査の結果」に、(3) を「第 3 テーマを設定した行政監査」に記載した。

第2 監査の結果

1 概要

(1) 監査の対象

主として、令和6年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行（以下「事務事業の執行等」という。）を対象に監査を実施した。

令和7年定期監査の監査対象機関は、次のとおりである。なお、地方機関の出張所等については、その属する地方機関に含めて監査を実施した。

区分	機関数	監査対象機関
本庁	185	- 愛知県財務規則第2条第2号に定める本庁各課 - 愛知県財務規則第4条第6項に定める知事が指定する職を置く課（警察本部の課） - 愛知県企業庁組織規程第4条に定める課 - 愛知県病院事業庁組織規程第4条第1項に定める課
地方機関	330	- 愛知県財務規則第2条第4号に定める「かい」 - 愛知県企業庁組織規程第2条に定める出先機関 - 愛知県病院事業庁組織規程第2条に定める県立病院
計	515	

局 等	対 象 機 関 数			委員監査実施機関数			事務局監査実施機関数		
	本庁	地方機関	計	本庁	地方機関	計	本庁	地方機関	計
政 策 企 画 局	7	1	8	7	0	7	7	1	8
総 務 局	8	16	24	8	6	14	8	16	24
人 事 局	3	1	4	3	1	4	3	1	4
防 災 安 全 局	4	1	5	4	0	4	4	1	5
県 民 文 化 局	8	4	12	8	1	9	8	4	12
環 境 局	6	1	7	6	1	7	6	1	7
福 祉 局	6	13	19	6	6	12	6	13	19
保 健 医 療 局	7	15	22	7	3	10	7	15	22
経 済 産 業 局	11	5	16	11	0	11	11	5	16
労 働 局	3	4	7	3	1	4	3	4	7
観光コンベンション局	2	－	2	2	－	2	2	－	2

局 等	対 象 機 関 数			委員監査実施機関数			事務局監査実施機関数		
	本庁	地方 機関	計	本庁	地方 機関	計	本庁	地方 機関	計
農 業 水 産 局	7	15	22	7	7	14	7	15	22
農 林 基 盤 局	5	3	8	5	0	5	5	3	8
建 設 局	9	9	18	9	3	12	9	9	18
都 市 ・ 交 通 局	7	2	9	7	0	7	7	2	9
建 築 局	4	－	4	4	－	4	4	－	4
ス ポ ー ツ 局	6	－	6	6	－	6	6	－	6
会 計 局	3	－	3	3	－	3	3	－	3
議 会 事 務 局	1	－	1	1	－	1	1	－	1
選挙管理委員会事務局	1	－	1	1	－	1	1	－	1
監査委員事務局	1	－	1	1	－	1	1	－	1
人事委員会事務局	1	－	1	1	－	1	1	－	1
労働委員会事務局	1	－	1	1	－	1	1	－	1
教 育 委 員 会	10	184	194	10	19	29	10	184	194
警 察 本 部	56	47	103	56	16	72	56	47	103
企 業 庁	6	6	12	6	2	8	6	6	12
病 院 事 業 庁	2	3	5	2	0	2	2	3	5
計	185	330	515	185	66	251	185	330	515

(2) 監査の着眼点

監査の実施に当たっては、合规性はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点も含めて監査を実施した。

○ 合规性……ルールを守っているか

事務事業の執行等及び予算の執行が、予算や法律、条例、規則等に従って適正に処理されているかという観点

○ 経済性……ムダな経費をかけていないか

事務事業の執行等及び予算の執行が、より少ない費用で実施できないかという観点

○ 効率性……より成果のあがる方法はないか

同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは、費用との対比で最大限の成果を得ているかという観点

○ 有効性……目的にかなっているか

事務事業の執行等及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果をあげているかという観点

(3) 監査の実施内容

ア 事務局監査

令和6年10月21日から令和7年6月30日までの間、監査対象機関に出向き、関係書類や事務事業の実態を調査し、併せて当該機関の職員から説明を聴取するなどの方法により、事務局職員による監査（事務局監査）を実施した。ただし、地方機関の一部にあつては、県の庁舎に設けた監査会場に対象機関を集合させて質問等を行う集合監査を実施した。

イ 委員監査

令和6年12月3日から令和7年8月4日までの間、関係書類や事務事業の実態を調査し、併せて対面により当該機関の職員から説明を聴取するなどの方法により、監査委員による監査（委員監査）を実施した。

ただし、地方機関の一部にあつては、インターネットその他の通信回線等を利用したオンライン監査又は書面により質問への回答を求める書面監査により実施した。

なお、農業水産局及びその地方機関に係る監査については、今田幹雄監査委員を、議会事務局に係る監査については、寺西むつみ監査委員及び石塚吾歩路監査委員を、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

2 監査結果

(1) 概況

監査の結果、17件の是正又は改善を必要とする事項があった。

なお、是正又は改善を必要とする事項の区分は、次のとおりである。

○ 指摘事項

- ① 法律、政令、省令、条例、規則、規程、要領等又はこれらの運用解釈に違反するもののうち是正又は改善を要すると認められるもの
- ② 県に損害又は損害賠償責任が生じている事故等のうち是正又は改善を要すると認められるもの
- ③ 経済性、効率性又は有効性の観点から是正又は改善を要すると認められるもの
- ④ その他是正又は改善を要すると認められるもの

○ 検討事項

- ① 問題点又は疑問点がある場合で、是正又は改善に向けた検討を要すると認められるもの
- ② 指摘事項を踏まえ、制度の在り方、運用等については是正又は改善に向けた検討を要すると認められるもの

ア 分野別

(単位：件)

区 分	指摘事項	検討事項	計
収 入	0	0	0
支 出	3	0	3
人 件 費 ・ 旅 費	2	0	2
財 産 ・ 物 品	8	0	8
委 託	1	0	1
工 事	3	0	3
補 助 金	0	0	0
事 故	0	0	0
事 務 事 業	0	0	0
そ の 他	0	0	0
計	17	0	17

イ 局等別

(単位：件)

区 分	指摘事項	検討事項	計
政 策 企 画 局	0	0	0
総 務 局	1	0	1
人 事 局	0	0	0
防 災 安 全 局	0	0	0
県 民 文 化 局	0	0	0
環 境 局	0	0	0
福 祉 局	2	0	2
保 健 医 療 局	2	0	2
経 済 産 業 局	0	0	0
労 働 局	1	0	1

区 分	指摘事項	検討事項	計
観光コンベンション局	0	0	0
農 業 水 産 局	2	0	2
農 林 基 盤 局	1	0	1
建 設 局	0	0	0
都 市 ・ 交 通 局	0	0	0
建 築 局	0	0	0
ス ポ ー ツ 局	0	0	0
会 計 局	0	0	0
議 会 事 務 局	0	0	0
選挙管理委員会事務局	0	0	0
監 査 委 員 事 務 局	0	0	0
人 事 委 員 会 事 務 局	0	0	0
労 働 委 員 会 事 務 局	0	0	0
教 育 委 員 会	6	0	6
警 察 本 部	1	0	1
企 業 庁	1	0	1
病 院 事 業 庁	0	0	0
計	17	0	17

また、地方自治法第199条第10項の規定に基づき、1件の監査意見を付した。

(2) 監査結果

是正又は改善を必要とする事項の内容及び監査意見は、次のとおりである。

なお、是正又は改善を必要とする事項については、主にどのような観点（合规性、経済性、効率性、有効性）から、是正又は改善を必要とするかを括弧書きで付記した。

ア 支 出

【指摘事項】執行伺を作成せずに支出手続を行っていたもの（合規性）

該当機関 女性相談支援センター

かいにおける予算を伴う事業の執行に当たっては、あらかじめ、事業の内容、予算、執行理由等を記載した執行伺を作成して決裁を受けなければならないとされている。

女性相談支援センターでは、女性相談支援員研修開催に係る会場等使用料23,100 円の執行に当たり、執行伺を作成することなく支出手続を行っていた。

これは、担当者が、類似する別の会議に係る会場等使用料の執行伺を本件の執行伺であると誤認し、本件の執行伺は作成済みと思い込んでしまったことはもとより、支出金調書の決裁過程においても、前述の執行伺により執行内容の確認をしてしまったため、本件の執行伺が作成されていないことに気付かなかったものである。

<参考>

○ 愛知県財務規則 (予算執行書)

第21条 本庁各課の長は、予算を伴う事業執行(以下本条において「事業執行」という。)にあたっては、あらかじめ、予算執行書(様式第12)を作成して決裁を受けなければならない。ただし、知事が指定する事項に係る事業執行については、予算執行書の作成を省略することができる。

○ 愛知県財務規則の施行について(依命通達)

第2章 予算関係

3 規則第21条関係について

(1)~(3) 略

(4) 第1項ただし書の規定により予算執行書の作成を省略することができる事項は、職員給与費、管理的経費等その経費の種類及び執行の形態から予算執行書の形式により難しいもので、別紙2に記載するものとする。

(5) 略

別紙2

予算執行書の作成の省略事項

1 職員の報酬

2 職員の給与

3 退職手当

4 恩給及び退職年金

5 職員の旅費(外国旅行を除く。)

6 支出負担行為決議書、支出金調書等を用いて意志決定をした共済費

7 交際費

8 支出負担行為決議書、支出金調書等を用いて意志決定をした扶助費

9 支出負担行為決議書、支出金調書等を用いて意志決定をした償還金利子及び割引料

10 支出負担行為決議書、支出金調書等を用いて意志決定をした公課費

- 11 支出負担行為決議書、支出金調書等を用いて意志決定をした管理的経費（課の維持運営のための経費であって直接行政目的とならない経費）
- 12 県税、地方譲与税、地方交付税、使用料及び手数料、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入（受託収入を除く。）及び県債
- 13 愛知県災害対策本部が調達の意志決定をした物品の購入に係る経費その他大規模災害により緊急の予算執行が必要な経費（通常の手続によっていては、執行の目的を達せられない場合に限る。）

○ 愛知県財務規則の運用について（通知）

第21条関係（予算執行書）

1 略

2 かいにおいては、予算執行書に相当するものとして、執行伺を作成し、かいの長の決裁を受けること。

【指摘事項】契約手続が適正でなかったもの（合规性）

該当機関 刈谷児童相談センター

本県では、金額が100万円以下の契約については、契約書の作成を省略することができるが、省略した場合には、請書又はこれに類する書類を徴しなければならないとされている。

しかしながら、刈谷児童相談センターでは、新聞の年間購読（総額52,800円）について、請書を徴する必要があるにもかかわらず、徴することなく新聞を納入させ、支出手続を行っていた。

これは、担当者が請書を徴することを失念したことはもとより、支出金調書の決裁過程でのチェックが有効に機能していなかったことによるものである。

<参考>

○ 愛知県財務規則
（契約書の作成）

第127条 契約担当者は、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を作成しなければならない。

（契約書の省略）

第129条 契約担当者は、次に掲げる場合には、第127条の規定にかかわらず契約書の作成を省略することができる。

一 契約の金額が100万円を超えないとき。

二以下 略

2 前項第1号の規定により契約書の作成を省略した場合には、知事が特に必要がないと認めたときを除き、契約に関し必要な事項を記載した請書又はこれに類する書類を徴しなければならない。

○ 愛知県財務規則の施行について（依命通達）

第6章 契約関係

1 規則第129条第2項に規定する「知事が特に必要がないと認めたとき」は、次に掲げるときとする。

(1) 一件の契約金額が50万円（物品の購入並びに物品及び警察法（昭和29年法律第162号）第78条第1項の規定により警察本部が使用している国有の物品

の修繕の契約にあつては、100万円)を超えない支出の原因となる契約をするとき。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 略

イ 年度契約

ウ 以下 略

(2) その性質上請書又はこれに類する書類を徴取することが困難な契約をするとき。

【指摘事項】 契約手続及び支払事務が適正でなかったもの（合规性）

該当機関 東三河高等技術専門校

かいにおける予算を伴う事業の執行に当たっては、あらかじめ、事業の内容、予算、執行理由等を記載した執行伺を作成しなければならないとされている。ただし、「知事が指定する事項に係る事業執行」については、執行伺の作成を省略することができる」とされている。

また、職員に現金支払をさせる必要がある場合は、地方自治法施行令又は愛知県財務規則で定められた経費（社会保険料や官公署へ支払う経費等）に限り、経費ごとに収支等命令者が資金前渡員とする職員の指定を行い、その旨を出納員に通知した上で、資金をその職員（資金前渡員）に前渡することが認められている。

しかしながら、東三河高等技術専門校では、落雷による停電の復旧工事に伴い、復旧工事とは別に必要となった開閉器操作の費用（15,500 円）について、省略できないにもかかわらず、執行伺を作成することなく支払手続を行っていた。また、この費用に係る資金前渡員の指定を行わないまま、職員に資金を前渡し、同職員により開閉器操作の費用の支払を行わせていた。

これらは、支払先が電気事業者のグループ会社であったことから、電気料金と同様に管理的経費として執行伺が省略できると思い込み、請求書のみで支払手続を行ってしまったことに加え、開閉器操作の費用であるにもかかわらず、「電気、ガス又は水の供給を受ける契約に基づき支払をする経費」であると誤認し、同経費の指定を受けた資金前渡員により支払をさせてしまったことによるものである。

<参考>

○ 愛知県財務規則
(予算執行書)

第 21 条 本庁各課の長は、予算を伴う事業執行(以下本条において「事業執行」という。)にあたっては、あらかじめ、予算執行書(様式第 12)を作成して決裁を受けなければならない。ただし、知事が指定する事項に係る事業執行については、予算執行書の作成を省略することができる。

(資金前渡員)

第 72 条 第 70 条の規定により資金の前渡を受けることができる者（以下「資金前渡員」という。）は、前渡すべき資金に係る収支等命令者が指定する。

2 略

3 収支等命令者は、第 1 項の規定により資金前渡員を指定したとき又は資金前渡員の指定を解除したとき（前項の規定により資金前渡員の地位を失ったときを含む。）は、その旨を資金前渡員指定（指定解除）通知書（様式第 47）により会計管理者又は出納員に通知しなければならない。

○ 愛知県財務規則の施行について（依命通達）

第 2 章 予算関係

3 規則第 21 条関係について

(1)～(3) 略

(4) 第 1 項ただし書の規定により予算執行書の作成を省略することができる事項は、職員給与費、管理的経費等その経費の種類及び執行の形態から予算執行書の形式により難しいもので、別紙 2 に記載するものとする。

(5) 略

別紙 2

予算執行書の作成の省略事項

1 職員の報酬

2 職員の給与

3 退職手当

4 恩給及び退職年金

5 職員の旅費（外国旅行を除く。）

6 支出負担行為決議書、支出金調書等を用いて意志決定をした共済費

7 交際費

8 支出負担行為決議書、支出金調書等を用いて意志決定をした扶助費

9 支出負担行為決議書、支出金調書等を用いて意志決定をした償還金利子及び割引料

10 支出負担行為決議書、支出金調書等を用いて意志決定をした公課費

11 支出負担行為決議書、支出金調書等を用いて意志決定をした管理的経費（課の維持運営のための経費であって直接行政目的とならない経費）

12 県税、地方譲与税、地方交付税、使用料及び手数料、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入（受託収入を除く。）及び県債

13 愛知県災害対策本部が調達の意志決定をした物品の購入に係る経費その他大規模災害により緊急の予算執行が必要な経費（通常の手続によつては、執行の目的を達せられない場合に限る。）

○ 愛知県財務規則の運用について（通知）

第 21 条関係（予算執行書）

1 略

2 かいにおいては、予算執行書に相当するものとして、執行伺を作成し、かいの長の決裁を受けること。

イ 人件費・旅費

【指摘事項】 非常配備に従事した職員の時間外勤務手当及び旅費が支給されていなかったもの（合規性）

該当機関 尾張県民事務所

本県の地域において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合には非常配備体制が執られ、職員が勤務時間外に非常配備に従事したときは、

時間外勤務手当が支給される。また、非常配備に従事するため、自宅から非常配備につく場所との間を移動する場合には、旅行雑費が支給される。加えて、その者が移動に要する経費を負担した場合には、運賃等が支給される。

これらの手続は、総務事務システム（職員の給与及び旅費の支給その他総務事務の集中的な処理を行うための情報システム）により行うこととされている。

尾張県民事務所では、非常配備に従事した職員の一部について、時間外勤務手当及び旅費（運賃及び旅行雑費）が支給されていなかった。

これは、当該職員が、総務事務システムによる時間外勤務命令及び旅行命令の手続を失念し、上司も非常配備時の体制が周知されていたにもかかわらず、これに気付かなかったことによるものである。

○ 時間外勤務手当の支給不足の内容

非常配備に従事した日	対象人員	支給不足額
令和6年8月31日（土） ～令和6年9月1日（日）	2名	37,475円

○ 旅費（運賃及び旅行雑費）の支給不足の内容

非常配備に従事した日	対象人員	出発地	区分	支給不足額
令和6年8月31日（土） ～令和6年9月1日（日）	4名	自宅	運賃及び旅行雑費	1,010円
令和6年9月1日（日）	3名	自宅	旅行雑費	600円

<参考>

- 愛知県職員服務規程
（時間外勤務及び休日勤務）
第12条 職員は、所属長から勤務時間外、週休日又は休日に勤務を命ぜられたときは、これに従わなければならない。
- 2 勤務時間外、週休日又は休日に勤務を命ぜられた職員が、病気その他やむを得ない理由により命令に従うことができないときは、速やかに所属長にその旨を届け出なければならない。
- 3 所属長は、第1項の規定により勤務時間外、週休日又は休日に勤務を命ずるとき（第14条の規定による週休日の振替え等の後の1週間の勤務時間があらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えない場合又は同条の規定により休日の変更を行う場合を除く。）は、総務事務システム（やむを得ないものとして知事が認める場合にあつては、時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿（様式第8））によらなければならない。
- 職員の給与に関する条例
（時間外勤務手当）
第15条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について支給する。

2以下 略

○ 職員等の旅費に関する条例
(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

2以下 略

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者（第2号に掲げる旅行については、当該旅行を依頼し、又は要求する者。第13条において同じ。）又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

一 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

二 略

2及び3 略

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、当該旅行に関し必要な事項が記載された旅行命令書又は旅行依頼書（以下「旅行命令書等」という。）を当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、旅行命令書等を当該旅行者に提示しなければならない。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第12条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者で、その精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出命令権者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2以下 略

(旅行雑費)

第20条 旅行雑費の額は、一日につき200円とする。

2 略

(旅費の調整)

第38条

1 略

2 任命権者は、旅行者がこの条例又は旅費に関する他の法令等の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、知事に協議して定める旅費を支給することができる。

○ 職員等の旅費支給規程
(旅費の調整)

第5条

1 略

2 条例第38条第2項の規定に基づき、次の各号に該当する場合には、当該各号に定める基準により旅費の支給を調整する。

一～四 略

五 職員が非常配備（愛知県災害対策実施要綱に基づく非常配備、愛知県国民保護実施要綱に基づく国民保護非常配備並びに愛知県石油コンビナート等防災計画及び愛知県危機管理推進要綱に基づく対処のための緊急な必要による出勤をいう。以下この号において同じ。）につくため、住所又は居所から非

常配備につく場所との間を移動する場合 条例第 20 条第 1 項に定める旅行
雑費を支給すること。
六以下 略

【指摘事項】旅行命令手続が行われておらず、旅費が支給されていなかったもの（合規性）

該当機関 保健医療局医薬安全課

職員の出張は、旅行命令権者の発する旅行命令によって行わなければならないとされている。この旅行命令は、出張する職員が総務事務システムにより旅行命令申請を行い、上司である旅行命令権者の決裁を受けることにより、発せられたものとみなされる。

保健医療局医薬安全課では、1泊2日の日程で県外で開催された会議に3名の職員を出張させており、当該出張に係る復命書は作成されていたものの、出張した3名の職員の内1名について、旅費が支給されていなかった。

これは、当該職員が、総務事務システムによる旅行命令の手続を失念し、上司もこれに気付かなかったことによるものである。

○ 不支給の内容

出張した日	用務先	対象人員	支給不足額
令和6年9月19日（木） ～令和6年9月20日（金）	埼玉県 さいたま市	1名	36,030円

<参考>

○ 職員等の旅費に関する条例
(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

2以下 略

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者（第2号に掲げる旅行については、当該旅行を依頼し、又は要求する者。第13条において同じ。）又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

一 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

二 略

2及び3 略

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、当該旅行に関し必要な事項が記載された旅行命令書又は旅行依頼書（以下「旅行命令書等」という。）を当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、旅行命令書等を当該旅行者に提示しなければならない。

(旅費の請求手続)

第12条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者で、その精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出命令権者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2以下 略

○ 旅費事務の手引

Ⅱ 旅行命令等

① 旅行命令等

4 旅行命令等の方法【条例4条4項、運用方針条例4条関係4項2・8・9・10】

旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、当該旅行に関し必要な事項が記載された旅行命令書又は旅行依頼書(「旅行命令書等」という。)を当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はその変更をすることができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、旅行命令書等を当該旅行者に提示しなければならない。

旅行命令書等は、旅行者が、原則として旅行前に記載するものとし、旅行前に記載できない場合は旅行後、速やかに記載する。

なお、総務事務システム「旅費(個人)」により電磁的記録として旅行命令申請が登録されたときは、旅行命令書等が記載されたものとみなす。総務事務システム「旅費(個人)」により旅行命令申請が旅行命令権者の決裁を受けたときは、旅行命令等が発せられたものとみなす。

ウ 財産・物品

【指摘事項】行政財産の特別使用許可の手続が適正になされていなかったもの (合规性)

該当機関 瀬戸工科高等学校、内海高等学校

「公有財産事務に関する質疑応答(令和3年1月8日改正)」において、土地の使用許可を受けて県有地に設置されている支線に、別の支線を地上2メートル以下で接続する場合は、それぞれ1本分の支線として使用料を徴収するとされている。

瀬戸工科高等学校では、土地の使用許可を受けて設置された電柱を支える支線2本の分岐点が2メートル以下であるにもかかわらず、まとめて1本分の支線として許可していた箇所が2か所あったため、合わせて2本分の土地使用料を徴収していなかった。

また、「共架電柱の取扱いについて（令和４年３月 22 日改正）」によれば、１次使用者又は県が設置した電柱、支線又は支柱に電線等を設置する者（以下「２次使用者等」という。）からも土地使用料を徴収するとされている。

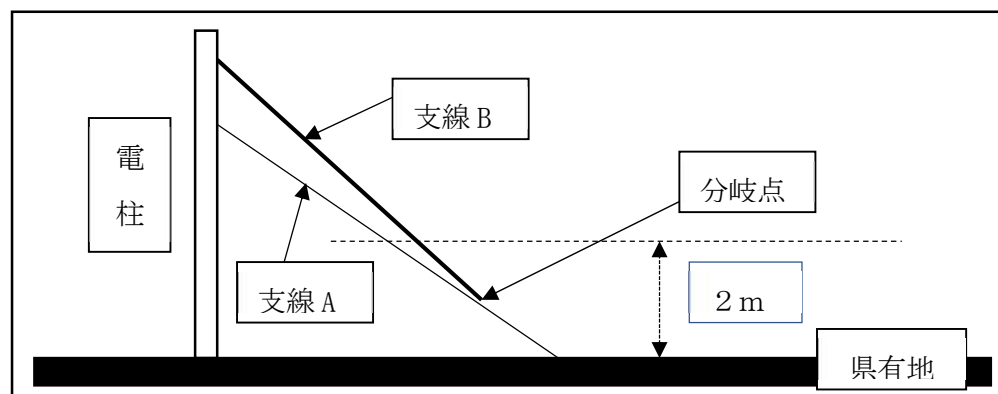
内海高等学校では、１次使用者が設置した電柱に電線を設置する２次使用者等から１次使用者が設置した支線に係る土地使用料を徴収していなかった。

これらは、公有財産に係る通知等の内容を十分に理解せず、過去の使用許可の状況が正しいものであると誤認したまま点検を行っていたことによるものである。

<参考>

○ 公有財産事務に関する質疑応答（令和３年１月８日改正：財産管理課作成）
電柱支線の取扱い

問 33 下図のとおり、土地の使用許可を受けて県有地に設置されている支線Ａに、新たに別の者が地上２メートル以下で支線Ｂを接続しようとする場合（２本の支線の分岐点が地上２メートル以下の場合）、支線Ｂを設置する者に対して使用許可が必要か。



答 支線Ｂを設置する者に対して使用許可が必要である。

地上２メートル以下の場合、当該県有地の使用が制限されることから、地上２メートル以下で分岐している支線については、土地に刺さっているか否かに関わらず、それぞれ支線１本分として使用料を徴収する。

また、同じ者が設置する場合も同様に許可が必要であり、２本の許可とする。

○ 行政財産の特別使用に係る使用料条例
(使用料の減免等)

第５条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用者の申請により使用料の全部又は一部を免除し、又はその徴収を延期することができる。

一 略

二 当該行政財産の特別使用が行政財産の設置目的の達成に寄与すると認められるとき。

三 略

○ 「共架電柱の取扱いについて（通知）」（令和４年３月 22 日改正）（抜粋）

１ 略

２ 使用料等の減免

使用料（貸付料）の減免ができるのは、設置される電線等が県施設専用のものである場合に限るものとする。

(別紙)

1 用語の意義

共架電柱……県から土地の使用許可（又は貸付け）を受けて電柱を設置している者以外の者により電線等（PHS無線基地局を含む。）が設置されている電柱

1次使用者…県から土地の使用許可（又は貸付け）を受けて電柱を設置している者

2次使用者…1次使用者が設置した電柱に電線等（PHS無線基地局を含む。）を設置する者（同じ電柱に架線する事業者のうち、1次使用者以外の全ての事業者を指す。）

なお、電柱本体は県有地外に設置されているが、支線又は支柱が県有地内に設置されている場合においても、当該電柱の設置者を1次使用者、当該電柱に電線等（PHS無線基地局を含む。）を設置する1次使用者以外の者を2次使用者とする。

2 共架電柱の取扱い

(1) 使用許可（又は貸付け）の相手方

1次使用者及び2次使用者の両者に対し個別に使用許可（又は貸付け）を行うものとする。

(2) 略

(3) 土地使用料（又は土地貸付料）の徴収

1次使用者及び2次使用者の両者から、個別に土地使用料（又は土地貸付料）を徴収する。

(4) 土地使用料（又は土地貸付料）徴収の対象物（使用許可（又は貸付け）の対象物）

ア 1次使用者から徴収する土地使用料（又は土地貸付料）の対象物

(ア) 1次使用者自らが県有地内に設置した電柱

(イ) 1次使用者自らが県有地内に設置した支線又は支柱

イ 2次使用者から徴収する土地使用料（又は土地貸付料）の対象物

(ア) 1次使用者が県有地内に設置した電柱

(イ) 1次使用者が県有地内に設置した支線又は支柱

(ウ) 2次使用者自らが県有地内に設置する支線又は支柱

(5)以下 略

3 県有の工作物たる電柱に電線等を設置する場合の取扱い

(1) 使用許可（又は貸付け）の相手方

電線等を設置する者に使用許可（又は貸付け）を行うものとする。

(2) 略

(3) 土地使用料（又は土地貸付料）徴収の対象物（使用許可（又は貸付け）の対象物）

ア 県が設置した電柱及び県が設置した支線又は支柱

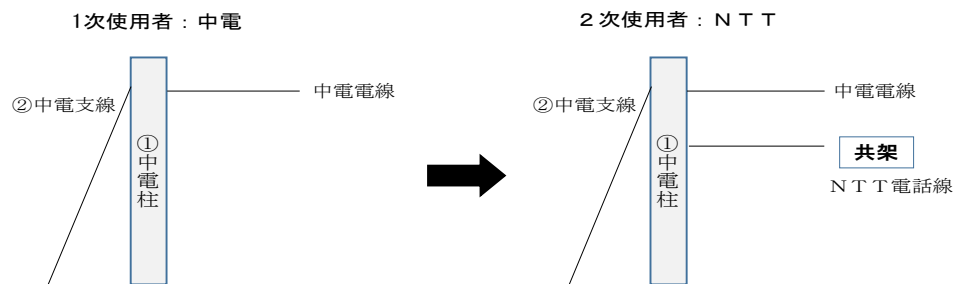
イ 電線等の設置者自らが県有地内に設置する支線又は支柱

(4)以下 略

4 参考

* 使用許可中電柱（中電支線1本有り）にNTTが共架<下記図1>……両者から年額3,000円ずつ

図1



1次使用者（中電）及び2次使用者（NTT）の両者から、①中電柱及び②中電支線に対する土地使用料として年額3,000円ずつを徴収する。

【指摘事項】物品（投影機）の所在が不明となったもの（合规性）

該当機関 保健医療局医療計画課

愛知県財務規則では、物品は、常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効率的に使用しなければならないとされており、物品出納職員は、毎年度一回以上その保管する物品を点検しなければならないとされている。

また、管理換えをすることができない物品又は使用をすることができない物品が生じたときは、不用決定調書により不用の決定をしなければならないとされている。

保健医療局では、平成 17 年 6 月に購入した投影機 1 台について、新たな投影機を購入後の平成 29 年 6 月から西庁舎内の倉庫で保管していたが、当該投影機の所在が不明となっていることが判明した。

これは、当該投影機を使用する見込みがなくなった時点で不用決定や管理換え手続を行っていなかったことや毎年度一回以上行くとされている物品の現物確認を行っていなかったことなど、物品管理の重要性の認識が欠如していたことによるものである。

○ 所在が不明となった物品

品名	数量	取得年月日	取得金額
投影機	1 台	平成 17 年 6 月 8 日	177,345 円

< 参考 >

○ 愛知県財務規則 (物品の管理) 第 101 条 物品は、常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効率的に使用しなければならない。 2 略 (点検) 第 118 条 物品出納職員は、毎年度一回以上その保管する物品（基金に属する動産を含む。）及び職員が使用する物品を帳簿と対象の上点検し、その旨を帳簿の余白に記載しなければならない。 (不用の決定等) 第 119 条 収支等命令者は、管理換えをすることができない物品又は使用をすることができない物品が生じたときは、不用決定調書により不用の決定をしなければならない。 2 以下 略
--

【指摘事項】物品（投影機）の所在が不明となったもの（合规性）

該当機関 岩津高等学校

愛知県財務規則では、物品は、常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効率的に使用しなければならないとされている。

岩津高等学校では、投影機 1 台を特別教室棟 1 階会食室の棚で保管し、授業で使用する都度、棚から取り出し使用しており、令和 5 年 11 月 15 日に使用したが、その後、12 月 25 日に再度使用しようとした際、所在が不明となっていることが判明した。

これは、鍵のかかった部屋で管理されていたものの施錠可能な保管庫で保管されておらず、使用簿も作成されていないなど、紛失の予防措置としての物品管理が不十分であったことによるものである。

○ 所在が不明となった物品

品名	数量	取得年月日	取得金額
投影機	1 台	令和 2 年 11 月 1 日	286,385 円

<参考>

○ 愛知県財務規則 (物品の管理) 第 101 条 物品は、常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効率的に使用しなければならない。 2 略

【指摘事項】物品の管理が不適切だったもの（合规性）

該当機関 大府特別支援学校

物品の廃棄処分に当たっては不用決定の手続が必要とされているが、大府特別支援学校では、令和 4 年度に寄附により取得したスイッチングハブを不用決定の手続を行うことなく廃棄していた。

また、毎年度 1 回以上行くとされる物品点検の際、令和 2 年度に取得した別のスイッチングハブを当該スイッチングハブであると思い込み、備品標示票までは確認しなかったため、当該スイッチングハブが廃棄されたことに気付かなかった。

これは、物品を廃棄する際、不用決定の手続が行われたか否かについて確認を怠ったことはもとより、物品点検における現物の確認が不十分であったことによるものである。

○ 不用決定の手続をせず廃棄した物品

品名	数量	取得年月日	取得金額
スイッチングハブ	1 台	令和 4 年 4 月 15 日	35,200 円

< 参考 >

○ 愛知県財務規則
(点検)

第 118 条 物品出納職員は、毎年度一回以上その保管する物品（基金に属する動産を含む。）及び職員が使用する物品を帳簿と対照の上点検し、その旨を帳簿の余白に記載しなければならない。

(不用の決定等)

第 119 条 収支等命令者は、管理換えをすることができない物品又は使用をすることができない物品が生じたときは、不用決定調書（様式第 64）により不用の決定をしなければならない。

2 収支等命令者は、前項の規定により不用の決定をした物品のうち、売払いをすることが不利又は不適當であると認めるもの及び売払いをすることができないものは、廃棄することができる。

3 及び 4 略

【指摘事項】 物品（パーソナルコンピュータ）の所在が不明となったもの（合規性）

該当機関 碧南工科高等学校、三好高等学校

愛知県財務規則では、物品は、常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効率的に使用しなければならないとされている。

各県立学校では、生徒一人一人に学習用パソコン（以下「タブレット」という。）を配備しており、学校管理下においては、同規則に基づき、適切に管理することが求められ、度重なるタブレットの事故や紛失を防ぐため、令和 5 年 10 月に愛知県学習用パソコン等管理マニュアル（以下「管理マニュアル」という。）が整備された。しかしながら、学校で保管中のタブレットの紛失が複数の所属で見受けられた。

これらは、タブレットを決められた保管場所で保管していなかったことや長期休業中におけるタブレットの管理が不十分であったことなど、物品管理の重要性の認識が欠如していたことによるものである。

○ 物品の所在が不明となった事例

該当機関	内容
碧南工科 高等学校	・令和6年3月、新年度に向けタブレットの整理を行っていたところ、充電保管庫で保管していたタブレット1台の紛失が判明した。 ・当該タブレットについては充電保管庫ではなく、工務部において一括管理する必要があったが、担任教員は返却することなく充電保管庫に置いたままにしており、タブレットの管理が不十分であった。
三好 高等学校	・令和6年4月、新年度に伴いタブレットの整理を行っていたところ、充電保管庫で保管していたタブレット1台の紛失が判明した。 ・長期休業中における充電保管庫の開閉については、担任教員ではなく補講などでタブレットを使用すると判断した各教員の責任とされており、長期休業中の充電保管庫の開施錠の管理が不十分であった。

○ 所在が不明となった物品

該当機関	品名	数量	取得年月日	取得金額
碧南工科 高等学校	パーソナルコンピュータ	1台	令和4年3月29日	87,890円
三好 高等学校	パーソナルコンピュータ	1台	令和4年9月1日	94,864円

<参考>

○ 愛知県財務規則 (物品の管理) 第101条 物品は、常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効率的に使用しなければならない。 2 略

【指摘事項】物品（録音録画再生装置）の構成品であるノートパソコンの所在が不明となったもの（合規性）

該当機関 東海警察署

愛知県財務規則では、物品は、常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効率的に使用しなければならないとされている。また、一式で管理する物品は、構成品の内容を示す補助簿の作成等を行い管理することとされている。

東海警察署では、録音録画再生装置一式を刑事課内で保管していたが、令和6年4月15日に確認したところ、録音録画再生装置の構成品のうち操作のノートパソコンの所在が不明となっていることが判明した。

これは、補助簿の作成等がされておらず、年一回の物品点検の際に、備品標示票のはられているレコーダの確認のみしかされていなかったなど、物品管理の重要性の認識が欠如していたことによるものである。

○ 対象となった物品

品名	数量	取得年月日	取得金額	構成品
録音録画再生装置	1 式	平成 27 年 10 月 28 日	1, 029, 240 円	レコーダ 2 台 ノートパソコン 1 台 等

※所在が不明となった構成品は下線部のとおり

< 参考 >

○ 愛知県財務規則 (物品の管理) 第 101 条 物品は、常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効率的に使用しなければならない。 2 略 (備品の標示) 第 114 条 物品出納職員は、備品に品質に応じた方法で標示票をはり付けなければならない。 ○ 財務規則関係質疑応答集 (愛知県会計局) 物品会計 7 仕様規格等欄に入力しきれないとき 問 <物品登録>の仕様規格等欄には50 (全角) 文字まで入力できるが、入りきらないときは、どのようにするのか。 答 一式で管理する物品で内訳が詳細に分かれるもの等で仕様規格等欄に入りきらないものについては、補助簿 (任意様式) を作成して管理すること。
--

<監査意見> 物品について、適切な管理を求めるもの

該当機関 全庁

愛知県財務規則では、物品は、常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効率的に使用しなければならないことから、物品出納職員による毎年度 1 回以上の点検事務を始めとした、物品の適切な管理が規定されている。

しかしながら、今回の監査においても、多数の所属で、所在が不明となった事例や不用決定の手続がなされず廃棄された事例が見受けられた。

については、財務規則に基づき、毎年度 1 回以上実施するとされている物品の現物確認を確実に実施するとともに、物品の点検の際には、一例として、保管場所を示した配置図に現物の写真を添付するなど、実効性のある点検を実施されたい。また、物品の処分を行うに当たっては、県有財産であることを十分意識し、財務規則等に従った手続を進めるよう努められたい。

また、特に教育委員会にあつては、令和５年定期監査での監査意見を踏まえ、管理マニュアルを整備したにもかかわらず、一部県立学校において、タブレットの紛失が見受けられた。加えて、令和３年と令和４年の定期監査で、物品の適切な管理を求める監査意見を付したにもかかわらず、タブレット以外の物品についても、紛失などの不適切な管理が見受けられたことから、所属長等を含めた教職員全体で物品管理の重要性に係る意識高揚に取り組むとともに、実効性のある再発防止に取り組まれない。

なお、企業庁及び病院事業庁を除く全庁において、令和８年度からは取得価格が１０万円未満の物品は消耗品区分となるところであるが、物品はその区分にかかわらず、常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効率的に使用しなければならないことから、紛失防止など、適切な管理に留意されたい。

エ 委託

【指摘事項】配水管路施設点検委託において、設計金額に誤りがあったもの (合規性)

該当機関 愛知用水水道事務所

企業庁では、水道用配管に係る配管工の労務単価は、令和５年５月１日以降、「公共工事設計労務単価」に４％の範囲内で加算した額を使用するように改められている。

愛知用水水道事務所では、配水管路施設点検委託の積算をするに当たり、管路施設点検工の単価を工事積算システムに計上する際、水道用配管に係る配管工の労務単価については「公共工事設計労務単価」に４％の範囲内で加算した額を選択する必要があったが、本設計書ではその選択を失念し、さらに決裁時においても誤りに気付かなかつたため、設計金額が６６,０００円過小となった。

これは、担当者が令和５年５月１日より前の設計書を引用して設計書を作成する際には、当時の積算基準から改訂があつたため改定後の単価に変更する必要があつたが、この作業を失念したことはもとより、決裁過程におけるチェックが有効に機能していなかつたことによるものである。

○ 過小積算の内容

費目等	正	誤
点検原価①	10,267,078 円	10,215,130 円
直接点検費	9,779,865 円	9,730,344 円
労務費	9,584,182 円	9,535,632 円
管路施設点検工	9,536,030 円	9,487,480 円
管路除草工	48,152 円	48,152 円
報告書作成費	195,683 円	194,712 円
準備費	487,213 円	484,786 円
現場管理費②	1,222,483 円	1,216,293 円
一般管理費等③	1,420,439 円	1,418,577 円
点検委託価格 (①+②+③)	12,910,000 円	12,850,000 円
消費税相当額	1,291,000 円	1,285,000 円
合計	14,201,000 円	14,135,000 円

設計金額の差 66,000 円

< 参考 >

○ 積算基準及び歩掛表（水道編） 愛知県企業庁
第2編 積算基準（水道建設工事編）
第2章水道土木工事の積算基準（厚）
第2節 直接工事費の積算
2-2-2 労務費（厚・県）
労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は次によるものとする。
1 所要人員
所要人員は、原則として、現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに査定するが、一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛を使用する。
2 労務賃金
労務賃金は、労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給をいい、基本給は別冊「設計単価表」の労務単価等を使用する。
基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算する。
配管工の労務単価は、当面の間「公共工事設計労務単価」に4%の範囲内で加算した額を使用する。

オ 工事

【指摘事項】舗装工事において、設計図書どおりの施工が行われていなかったもの（合規性・有効性）

該当機関 知多農林水産事務所、農林基盤局農林総務課

工事において、監督員（県の職員）は、契約の履行について、請負者に対する指示や設計図書に基づく工事の施工状況の確認を行うこととされている。また、検査員は、工事の完了の確認をするための検査を行うこととされている。

知多農林水産事務所では、舗装工事において、排水処理対策として、側溝工を変更契約により追加した。変更後の側溝工の設計では、側溝蓋を設置することになっていたにもかかわらず、監督員は、詳細な指示をしなくても請負者が設計内容を理解していると思い込み、側溝蓋の設置について請負者への確認を怠ったことに加えて、施工状況の確認においても、側溝の延長等の確認は行ったものの、蓋の有無の確認をしていなかったため、側溝蓋が設置されていないことに気付かなかった。

また、知多農林水産事務所の作成した設計図書等に基づき完了検査を行った本庁の農林総務課においても、主要若しくは重要なところを中心に抽出で検査しているため、当該側溝工について詳細な確認が行われず、側溝蓋が設置されていないことに気付かなかった。

これは、当該工事における監督員による施工状況の確認や検査員による検査が有効に機能していなかったことはもとより、監督員は工事着手前に詳細に請負者と設計内容を確認し合う必要があるが、その確認が不十分だったことによるものである。

○ 未完了工事の内容

名称	数量
側溝蓋（PC4-B300）	33 枚
グレーチング蓋（PU3 型-B300）	4 枚

<参考>

○ 地方自治法
（契約の履行の確保）
第 234 条の 2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共

団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

2 略

○ 地方自治法施行令
（監督又は検査の方法）

第 167 条の 15 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によって行なわなければならない。

2 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づいて行わなければならない。

3 以下 略

○ 愛知県財務規則
（監督及び検査）

第 141 条 法第 234 条の 2 第 1 項に規定する監督又は検査は、契約担当者が自ら又は補助者に命じて行なうものとする。

2 略

（監督職員の一般的職務）

第 142 条 契約担当者又は契約担当者から監督を命ぜられた補助者（以下「監督職員」という。）は、当該請負契約の履行について仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、立会い、工程の管理、履行途中における工事製造等に使用する材料の試験若しくは検査等の方法により監督をし、契約者に必要な指示をするものとする。

2 略

（検査職員の一般的職務）

第 143 条 契約担当者又は契約担当者から検査を命ぜられた補助者（以下「検査職員」という。）は、当該請負契約についての給付の完了の確認（部分払を行なう場合の既済部分の確認を含む。）について契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立合いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

2 以下 略

○ 農林水産関係工事等監督要領
（監督員業務の分担）

第 7 条 請負工事の監督業務分担は、それぞれ次の各号に定めるところによるものとする。

（1）専任監督員

ア 契約の履行についての請負者又は現場代理人に対する指示、承諾又は協議

イ 略

ウ 設計図書に基づく工程の管理、立会、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

エ 以下 略

（2）以下 略

○ 農林水産関係事業等検査要領
（検査の実施）

第 9 条 検査員は、検査に際し、関係者から関係書類及び物件の提示若しくは提出又は事実の説明を求めることができる。

2 検査は、現地において、又は目的物について設計図書等に基づいて、出来形、品質、性能、数量、その他必要な事項について確認するものとする。

3 以下 略

【指摘事項】 防災ダム事業において、設計金額に誤りがあったもの（合规性）

該当機関 豊田加茂農林水産事務所

豊田加茂農林水産事務所では、防災ダム事業において設計に変更の必要が生じたため、その変更に伴う設計書を作成したが、その際、仮排水管設置工について、担当者が、数量総括表添付図面に示されている数量を積算システムに誤って入力した結果、変更設計金額が 17,600 円過大となった。

その結果、変更設計金額に当初の請負率(当初契約金額／当初設計金額)を乗じて算定する変更契約金額についても、16,500 円過大になっていたと考えられる。

これらは、担当者が積算システムへの入力を誤ったことはもとより、決裁過程におけるチェックが有効に機能していなかったことによるものである。

○ 過大積算の内容

費目等	正	誤
工事原価①	67,269,000 円	67,282,000 円
純工事費	49,101,000 円	49,111,000 円
直接工事費	41,958,000 円	41,967,000 円
仮排水管設置費	71,488 円	80,424 円
	(32m×2,234 円)	(36m×2,234 円)
共通仮設費	7,143,000 円	7,144,000 円
現場管理費	18,168,000 円	18,171,000 円
一般管理費等②	12,101,000 円	12,104,000 円
一括計上価格③	-134,000 円	-134,000 円
工事価格 (①+②+③)	79,236,000 円	79,252,000 円
消費税相当額	7,923,600 円	7,925,200 円
合計	87,159,600 円	87,177,200 円

設計金額の差 17,600 円

○ 契約金額の算定

区分	金額（税込）	備考
請負率		当初契約金額／当初設計金額 65,000,000 円／70,078,000 円≒92.753%
本来の契約金額	80,843,400 円	(税抜) 工事価格×請負率=73,494,000 円 (千円未満切捨て)
実際の契約金額	80,859,900 円	(税抜) 工事価格×請負率=73,509,000 円 (千円未満切捨て)
契約金額の差	16,500 円	

< 参考 >

○ 農林水産省 土地改良工事積算基準（土木工事）

第4 直接工事費の積算

直接工事費に係る各費目の積算は、次のとおりとする。

1 材料費

材料費は、工事の施工に必要な材料に要する費用とし、その算定は材料の数量に材料の価格を乗じて求めるものとする。

ア 材料の数量

材料の数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実情に即して加算するものとする。

イ 材料の価格

材料の価格は、実情に即した価格を採用するものとし、この価格には現場までの運賃を含めるものとする。

第3 テーマを設定した行政監査

1 概要

(1) 監査のテーマ

ソーシャルメディアの利活用等について

(2) 監査の目的

近年、InstagramやX（旧Twitter）など、双方向性を持った情報発信媒体であるソーシャルメディアが急速に普及し、その利用者が増加している。

ソーシャルメディアは即時・広域の情報拡散に有効な手段であること、低コストでの情報発信が可能であること、利用者のコメントなどの意思表示を通じて受け手の考えや情報の収集が可能であることなどから、本県においても情報発信の手段として活用されている。

その一方で、誤った情報や不正確な情報を発信した場合も瞬時に拡散され、消去や訂正が困難となるなどのリスクも抱えており、利用に際しては細心の注意が必要である。

こうしたことから、ソーシャルメディアを活用した情報発信について、利用状況やリスク管理等について検証を行うことにより、今後の適正かつ効果的な運用に資することを目的とする。

(3) 監査の対象

監査の対象は、本県においてソーシャルメディアに関する事務を所管する総務局情報政策課及び警察本部広報課（以下「制度所管課」という。）並びに制度所管課が策定した利用指針等が適用される本県の全ての機関の中から予備調査の結果を踏まえて選定した、次のイに掲げる10所属とした。

所属の選定に当たっては、フォロワー数等が多く、情報発信力を持つと考えられるアカウントを運用する所属を優先するとともに、運用上問題と思われる事項の有無などを考慮した。

ア 制度所管課

総務局情報政策課及び警察本部広報課

イ 所属

政策企画局広報広聴課、総務局情報政策課、防災安全局災害対策課、愛知芸術文化センター、労働局産業人材育成課、観光コンベンション局国際観光コンベンション課、都市・交通局公園緑地課、スポーツ局スポーツ振興課、選挙管理委員会事務局及び警察本部広報課

(4) 監査の着眼点

監査に当たっては、第1の2(1)の財務監査及び2(2)の行政監査と同様に、合规性はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点も含めて実施した。

(5) 監査におけるリスクの設定

ソーシャルメディアの利用及び効果的な活用の上で想定されるリスクをア及びイのとおり設定した。

ア 制度所管課

リスク	監査の主な観点	監査結果 該当項目
1 ソーシャルメディアの利用指針等の策定、見直し、周知等がされないリスク	(1) ソーシャルメディアの利用指針の策定及び見直しが適切に行われているか。	(1)ア
	(2) ソーシャルメディアの利用に関する情報共有がされているか。	(1)イ
	(3) ソーシャルメディアに関する研修が行われているか。	(1)ウ

イ 所属

リスク	監査の主な観点	監査結果 該当項目
1 ソーシャルメディアの利用指針に沿った運用がされないリスク	(1) 運用方針等を作成、公開しているか。	(2)ア
	(2) 県管理 Web サイトとアカウントに必要情報を掲載し、リンクを設定しているか。	(2)イ
	(3) 管理者の承認を必要とする情報発信について、担当者の判断のみで情報を発信していないか。	(2)ウ
	(4) 閲覧者からの意見や質問に関する対応方法を決めているか。	(2)エ

リスク	監査の主な観点	監査結果 該当項目
2 セキュリティ管理が適正に行われないリスク	(1) 定期的にモニタリング※1を実施し、トラブル発生時に適切な対応をとることができる体制となっているか。	(2)オ
	(2) アカウントの引継ぎ、パスワードの管理は適正か。	(2)カ
	(3) 職員個人又は第三者の端末で情報を発信していないか。	(2)キ
3 効果的な情報発信につながる取組がされないリスク	(1) 利用目的に合致するソーシャルメディアの媒体が選択されているか。	(2)ク
	(2) 発信内容の反応分析を行っているか。	(2)ケ
	(3) 適切な頻度で情報更新を行い、県民に伝わりやすい工夫がされているか。	(2)コ
	(4) ソーシャルメディアに関する研修を受講しているか。	(2)サ

(6) 監査の実施内容

(5)により設定したリスクの視点から、事前に提出を求めた書面調査の結果を踏まえ、令和6年12月6日から同月25日までの間、(3)の対象機関から説明を聴取するなどの方法により、事務局による監査を実施した。

2 監査結果

監査の結果は次のとおりであり、1件の指摘事項があった。

また、地方自治法第199条第10項の規定に基づき、4件の意見を付した。

(1) 制度所管課

ア ソーシャルメディアの利用指針の策定及び見直しについて

《監査の観点》

ソーシャルメディアの利用指針等が策定され、見直しが適切に行われているかを監査した。

《監査の結果》

総務局情報政策課

総務局情報政策課は、平成25年3月、警察本部を除く各所属の職員がソーシャルメディアを利用する際の基本的な考え方や留意すべき事項等をまとめ

た愛知県ソーシャルメディア利用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を策定していた。

ガイドラインは必要に応じて見直すこととされており、平成 25 年 10 月及び平成 29 年 2 月に一部改正がされ、令和 3 年度及び令和 5 年度にも改正に向けた検討が行われていた。その後、令和 7 年 1 月、ソーシャルメディアアカウントを開設する際の手続の明確化や警察本部を除く各所属に適用される情報セキュリティの基本方針及び対策基準を示した愛知県情報セキュリティポリシー（以下「セキュリティポリシー」という。）との整合性の確保等の観点から、ガイドラインの全部改正が行われていた。

なお、ガイドラインは、各所属が業務上管理するアカウントを運用する場合に適用されるが、外部委託等で県職員以外が運用するアカウントにおいても、アカウント運用に係る責任が各所属にある場合は、ガイドラインが適用されるとのことであった。

警察本部広報課

警察本部広報課は、平成 26 年 4 月、警察本部の各所属によるソーシャルメディアを利用した広報活動を適正に推進するための必要事項をまとめた愛知県警察ソーシャル・ネットワーキング・サービス運用要領（以下「警察 SNS 運用要領」という。）を策定していた。また、平成 28 年 5 月、同様の趣旨で愛知県警察動画共有サービス運用要領（以下「警察動画共有サービス運用要領」という。）を策定していた。警察 SNS 運用要領及び警察動画共有サービス運用要領は、3 年ごとに内容が見直され、適宜改正されていた。

なお、警察本部におけるソーシャルメディアを活用した広報活動については、外部委託等が想定されていないため、運用要領の適用対象は、警察本部職員のみとのことであった。

イ ソーシャルメディアの利用に関する情報共有について

《監査の観点》

制度所管課と各所属との間で、ソーシャルメディアの利用に関する情報共有が適切に行われているかを監査した。

《監査の結果》

総務局情報政策課

総務局情報政策課は、ガイドライン改正時及び国から各ソーシャルメディアに関する通知があった際に、全庁に対して通知を発出していた。

また、令和6年2月、選挙管理委員会事務局が運用するアカウントで乗っ取りが発生した際には、選挙管理委員会事務局から報告を受けた後、速やかに通知文を発出して全庁に情報を共有するとともに、セキュリティポリシーに基づく情報セキュリティ対策の徹底について注意喚起を行っていた。

なお、ガイドラインでは、情報セキュリティ管理者（所属長）の承認を得ることでアカウントを開設することができることとしており、各所属がアカウントを開設する際に総務局情報政策課へ報告を求めていることから、総務局情報政策課では、各所属が運用する全てのアカウントを把握してはいなかった。総務局情報政策課では、ガイドラインを策定してアカウント開設時の手続を明確にしており、各所属がガイドラインに沿って運用することで、アカウントを開設する際に必要となる規程等は整備されるものと考えているため、各アカウントについて個別に規程等の整備状況を確認してはいないとのことであった。

警察本部広報課

警察本部広報課は、警察本部の各所属にソーシャルメディアの運用に関する通知を発出して、情報共有を行っていた。また、警察 SNS 運用要領上、各所属がアカウントを開設する際は、警察本部総務部長への報告（広報課長経由）義務があるため、警察本部広報課では、各所属が運用する全てのアカウントを把握しており、各アカウントの運用ポリシーについても、アカウント開設の際に提出してもらうことで整備状況を確認しているとのことであった。

ウ ソーシャルメディアに関する研修について

《監査の観点》

ソーシャルメディアの利用に関する研修が適切に実施されているかを監査した。

《監査の結果》

総務局情報政策課

総務局情報政策課は、本県が保有する情報資産を様々な脅威から守り、県民の信頼を損なうことなく円滑に行政を運営することができるよう、セキュリティポリシーに基づくセキュリティ対策の適正な実施に資する研修を実施していた。総務局情報政策課は、情報セキュリティを所管する課であり、ソーシャルメディアの利活用等のうち、広報分野については所管していないため、広報に関する研修は実施していなかった。

なお、職員の広報広聴意識の向上を図るための研修は、政策企画局広報広聴課が年1回実施しており、令和6年度はソーシャルメディアの利用に関する内容が含まれていた。

警察本部広報課

警察本部広報課は、広報全般の担当者研修を年1回実施しており、ソーシャルメディアの利用に関する留意事項が研修内容に含まれていた。

(2) 所属

令和6年11月1日時点で監査対象所属が運用するアカウントの概要は表1のとおりである。

表1 各所属の運用アカウント一覧（令和6年11月1日時点）

機関名		アカウント名		サービス名	フォロワー数	運用者
1	政策企画局広報広聴課	1	広報あいち	YouTube	122	県職員
		2	あいちインターネット情報局1	YouTube	822	県職員
		3	あいちインターネット情報局2	YouTube	334	県職員
		4	あいちインターネット情報局3	YouTube	1,887	県職員
		5	あいちインターネット情報局4	YouTube	440	県職員
		6	あいちのトビラ	YouTube	219	県職員
		7	大村知事と語る会	YouTube	16	県職員
		8	aichikoho	YouTube	1,930	県職員
		9	aichikoho-summary	YouTube	72	県職員
2	総務局情報政策課	1	愛知県	LINE	337,830	県職員
		2	愛知県庁	X（旧Twitter）	30,781	県職員
		3	PlayAichiJoho1	YouTube	81	県職員
		4	PlayAichiChitahantou	YouTube	457	県職員
		5	リニロコとびっくす	Facebook	470	県職員
		6	AICHI X TECH	Facebook	251	委託業者
		7	愛知県情報政策課DX推進室	YouTube	80	県職員
3	防災安全局災害対策課	1	愛知県防災安全局	X（旧Twitter）	119,000	県職員
4	愛知芸術文化センター	1	愛知県美術館	X（旧Twitter）	20,038	県職員
5	労働局産業人材育成課	1	あいちひと育ナビ	Instagram	51	県職員
		2	ひと育ナビあいち	YouTube	146	県職員
		3	ひと育ナビ	X（旧Twitter）	175	県職員
		4	ひと育ナビあいち	Facebook	92	県職員
		5	あいち技能継承支援	YouTube	15	県職員
		6	あいち技能五輪・アビリンピック	YouTube	3,940	県職員・委託業者
		7	【公式】あいち技能五輪・アビリンピック	X（旧Twitter）	200	県職員

機関名		アカウント名		サービス名	フォロワー数	運用者
6	観光コンベンション局 国際観光コンベンション課	1	【公式】愛知の観光情報（愛知県観光コンベンション局）	Instagram	25,519	委託業者
		2	愛知県観光協会	LINE	13,854	委託業者
		3	Aichi Now	X（旧Twitter）	548	委託業者
		4	Aichi Now	Facebook	217,207	委託業者
		5	Aichi Now【愛知の観光情報】	X（旧Twitter）	9,602	委託業者
		6	Aichi Now【愛知の観光情報】	Facebook	14,656	委託業者
		7	Aichi Now English	Instagram	2,667	委託業者
		8	Aichi Now Indonesia	Instagram	27,869	委託業者
		9	Aichi Now ไทย	Facebook	42,107	委託業者
		10	Aichi Now Việt Nam	Facebook	19,703	委託業者
		11	愛知旅遊指南 Aichi Now	X（旧Twitter）	239	委託業者
		12	愛知旅遊指南 Aichi Now	Facebook	54,693	委託業者
		13	愛知旅游	WeChat	1,475	委託業者
		14	日本爱知县观光协会	Weibo	10,552	委託業者
7	都市・交通局公園緑地課	1	愛知県公園緑地課 協働グループ	Instagram	279	県職員
		2	愛・地球博記念公園（モリコロパーク）	Instagram	8,814	指定管理者
		3	愛・地球博記念公園（モリコロパーク）	X（旧Twitter）	2,275	指定管理者
		4	愛・地球博記念公園（モリコロパーク）	Facebook	6,310	指定管理者
		5	愛・地球博記念公園（モリコロパーク）	LINE	18,046	指定管理者
		6	熱田愛知時計120スタジアム 公式	Instagram	263	指定管理者
		7	熱田神宮公園	Instagram	675	指定管理者
		8	熱田神宮公園	Facebook	167	指定管理者
		9	新城総合公園(公式)	Instagram	145	指定管理者
		10	新城総合公園	Facebook	190	指定管理者
		11	あいち健康の森公園	Instagram	1,073	指定管理者
		12	あいち健康の森公園	Facebook	489	指定管理者
		13	小幡緑地	Facebook	225	指定管理者
		14	大高緑地【公式】	Instagram	371	指定管理者
		15	大高緑地	Facebook	695	指定管理者
		16	牧野ヶ池緑地	Facebook	291	指定管理者
		17	木曽川祖父江緑地	Instagram	533	指定管理者
		18	木曽川祖父江緑地	Facebook	88	指定管理者
		19	尾張広域緑道 ～フレッシュパーク～	Instagram	163	指定管理者
		20	尾張広域緑道 ～フレッシュパーク～	X（旧Twitter）	33	指定管理者
		21	尾張広域緑道 ～フレッシュパーク～	Facebook	86	指定管理者
		22	東三河ふるさと公園	Instagram	282	指定管理者
		23	東三河ふるさと公園	Facebook	179	指定管理者
		24	東三河ふるさと公園	LINE	128	指定管理者
		25	油ヶ淵水辺公園	Facebook	118	指定管理者

機関名		アカウント名		サービス名	フォロワー数	運用者
8	スポーツ局スポーツ振興課	1	aispo!	Instagram	4,750	県職員・委託業者
		2	aispo!	YouTube	830	県職員・委託業者
		3	aispo!	X (旧Twitter)	4,761	県職員・委託業者
		4	aispo!	Facebook	1,981	県職員・委託業者
9	選挙管理委員会事務局	1	選挙管理委員会	YouTube	79	県職員・委託業者
		2	選挙管理委員会	X (旧Twitter)	1,004	県職員・委託業者
		3	選挙管理委員会	Facebook	45	県職員・委託業者
10	警察本部広報課	1	愛知県警察広報課	X (旧Twitter)	72,545	県職員
		2	愛知県警察公式チャンネル	YouTube	22,502	県職員

ア 運用方針等の作成及び公開について

《監査の観点》

アカウント開設時に管理者等の承認を得ているか、運用方針等の必要な規程が作成され、利用者に周知されているかを監査した。

《監査の結果》

知事部局等の所属（警察本部を除く所属をいう。）

ガイドラインでは、情報セキュリティ管理者の承認を得た上でアカウントを開設し、アカウント名、運用の目的、運用体制、発信内容等を明確にしたアカウントごとの運用方針を作成して所属内で共有するとともに、作成した運用方針に沿ってアカウントを運用することとされている。

ガイドラインが適用される監査対象9所属のうち、愛知芸術文化センターを除く8所属においては、アカウント開設時に情報セキュリティ管理者の承認を得ており、アカウント運用方針を作成していた。総務局情報政策課、労働局産業人材育成課、観光コンベンション局国際観光コンベンション課、スポーツ局スポーツ振興課及び選挙管理委員会事務局においては、委託事業者が運用するアカウントについても、情報セキュリティ管理者の承認を得ており、アカウント運用方針を作成していた。都市・交通局公園緑地課においては、指定管理者が24アカウントを運用していたが、アカウント運用に係る責任は指定管理者にあるため、ガイドラインは適用されないアカウントとされていた。

愛知芸術文化センターにおいては、アカウント開設時に情報セキュリティ管理者の承認を得ておらず、アカウント運用方針も作成していなかった。

また、作成したアカウント運用方針は、アカウントの自己記述欄と愛知県が管理するWebサイトに掲載し、利用者にも周知することとされているところ、

アカウント運用方針を作成している 8 所属のうち、公園緑地課を除く 7 所属はアカウント運用方針を利用者に周知していたが、公園緑地課はアカウント運用方針の利用者への周知を行っていなかった。

さらに、ソーシャルメディアを利用した情報発信に当たっては、セキュリティポリシー第 37 条において、情報セキュリティ管理者は、外部サービス※²を利用可能な業務の範囲、外部サービスの名称及び内容、運用手順、利用状況の管理に係る事項を含めた規程を整備しなければならないとされている。加えて、セキュリティポリシー第 38 条において、業務上管理するアカウントでソーシャルメディアを利用する場合、なりすまし及び不正アクセスに対する情報セキュリティ対策に関する事項を含めた運用手順を定めなければならないとされている。

セキュリティポリシーが適用される監査対象 9 所属のうち、労働局産業人材育成課及び選挙管理委員会事務局においては、外部サービスの利用に係る規程及び運用手順を整備していた。政策企画局広報広聴課、防災安全局災害対策課及びスポーツ局スポーツ振興課においては、外部サービスの利用に係る規程は整備していたが、運用手順は整備しておらず、総務局情報政策課、愛知芸術文化センター、観光コンベンション局国際観光コンベンション課及び都市・交通局公園緑地課においては、外部サービスの利用に係る規程、運用手順共に整備していなかった。

警察本部広報課

警察 SNS 運用要領では、アカウントの運用を開始し、又は終了するときは、運用報告書に利用するソーシャルメディアの約款、利用規約等を添付し、総務部長に報告（広報課長経由）するとともに、アカウント名、発信内容、発信時間、対応方針等を明確にした運用ポリシーを策定し、愛知県警察ホームページに運用を開始した旨及び当該運用ポリシーを掲載することとされている。

警察本部広報課においては、アカウント開設時に総務部長に報告をしており、運用ポリシーを作成の上、愛知県警察ホームページに掲載していた。

イ 県管理 Web サイトとアカウントのリンク設定について

《監査の観点》

県管理 Web サイトとアカウントに必要情報が掲載され、相互にリンクが設定されているかを監査した。

《監査の結果》

知事部局等の所属

ガイドラインでは、なりすまし防止のため、原則として、県管理 Web サイトにアカウントの情報を掲載してアカウントへのリンクを設定すること、また、アカウントの自己記述欄にアカウントを運用する所属を明示するとともに、その所属が当該アカウントを運用している旨が明示された県管理 Web サイトの URL を記載することとされている。

ガイドラインが適用される監査対象 9 所属のうち、愛知芸術文化センター及び都市・交通局公園緑地課を除く 7 所属においては、なりすまし防止対策のため、相互リンクを設定していた。愛知芸術文化センター及び都市・交通局公園緑地課においては、アカウントの自己記述欄に所属名を明示し、県管理 Web サイトの URL を記載していたが、県管理 Web サイトからアカウントへのリンク設定はしていなかった。

警察本部広報課

愛知県警察における情報セキュリティに関する対策基準の細目の制定（通達乙）（以下「警察情報セキュリティ対策基準」という。）では、愛知県警察ホームページにおいて、利用するソーシャルメディアのサービス名と、そのサービスにおけるアカウント名又は当該アカウントページへのハイパーリンクを明記するページを設けることとされている。また、運用しているアカウントの自由記述欄において、当該アカウントの運用を行っている旨が明示された愛知県警察ホームページの URL を記載することとされている。

警察本部広報課においては、愛知県警察ホームページと各アカウントとで相互リンクを設定していた。

ウ 情報発信の承認について

《監査の観点》

管理者の承認を必要とする情報発信について、担当者の判断のみで情報が発信されていないか、情報発信をする際に必要な承認がされているかを監査した。

《監査の結果》

知事部局等の所属

ガイドラインでは、ソーシャルメディアを利用した情報発信に当たっては、原則、直ちに一般に公表することを前提としている情報のみを掲載することとされており、セキュリティポリシーにおいても、情報発信における必要な承認は定められていない。

セキュリティポリシーが適用される監査対象 9 所属全てにおいて、発信する情報は直ちに一般公開することを前提としている情報のみであり、情報の誤発

信や不正確な情報発信を防ぐため、情報を発信する際は担当者を含めた複数人で確認を行う、又は必要に応じて情報セキュリティ管理者の承認を得て発信していた。

警察本部広報課

警察 SNS 運用要領では、発信は、所属長の承認を受けた後に行うこととされている。また、警察動画共有サービス運用要領では、動画の投稿は、警察本部の各所属長からの申請に基づき、広報課がその内容を確認した後に投稿することとされている。

警察本部広報課においては、所属長の承認を得た上で情報を発信していた。

エ 利用者からの意見や質問への対応方法について

《監査の観点》

アカウントに対する利用者からの意見や質問への対応方法が定められ、利用者に周知されているかを監査した。

《監査の結果》

知事部局等の所属

ガイドラインでは、アカウント運用方針を作成する際、フォロー、コメント等への対応を明確にすることとされている。

ガイドラインが適用される監査対象 9 所属のうち、愛知芸術文化センターを除く 8 所属においては、アカウント運用方針で利用者の書き込みへの対応方法を定め、アカウント運用方針の公開や自己記述欄への記載により利用者に周知していた。愛知芸術文化センターにおいては、利用者の書き込みには原則対応しない方針としていたが、そもそも前述のとおりアカウント運用方針の作成・公開がされておらず、利用者への周知を行っていなかった。

警察本部広報課

警察 SNS 運用要領及び警察動画共有サービス運用要領では、運用ポリシーを策定する際、書き込みへの対応を明確にすることとされている。

警察本部広報課においては、運用ポリシーで利用者の書き込みへの対応方法を定め、運用ポリシーを公開することにより利用者に周知していた。

オ モニタリング及びトラブル対応の体制整備について

《監査の観点》

定期的にモニタリングが実施され、トラブル発生時に適切な対応をとることができる体制が整備されているかを監査した。

《監査の結果》

知事部局等の所属

セキュリティポリシーでは、乗っ取りを確認した場合には、被害を最小限にするための措置を講じなければならないとされており、ガイドラインでは、炎上が発生した場合、必要に応じて説明、訂正、謝罪等を行い、速やかに対応することとされている。

セキュリティポリシー及びガイドラインが適用される監査対象9所属全てにおいて、定期的なモニタリング及び情報発信時の利用者からの書き込みに対する確認等を行っており、トラブルが早期に発見できる体制を整備していた。

また、令和6年2月、選挙管理委員会事務局の職員が運用するアカウントの確認を行った際に、アカウントが乗っ取られていることが判明したが、速やかにサービス提供会社、情報政策課、警察等に報告を行っており、適切な対応をしていた。なお、選挙管理委員会事務局を除く8所属においては、過去にソーシャルメディアの利用に係るトラブルが発生したことはなかった。

警察本部広報課

警察情報セキュリティ対策基準では、なりすましを確認したときは、愛知県警察ウェブサイトにおいて、なりすましアカウントが存在することについて注意喚起を行うこととされており、乗っ取りを確認したときは、被害を最小限にするため、パスワードの変更やアカウントの停止を速やかに実施し、愛知県警察ホームページ等で周知するとともに、関係機関へ報告することとされている。

警察本部広報課においては、情報発信時の利用者からの書き込みに対する確認等を行っており、トラブルを早期に発見できる体制を整備していた。なお、過去にソーシャルメディアの利用に係るトラブルが発生したことはなかった。

カ アカウントの引継ぎ、パスワードの管理について

《監査の観点》

アカウントの引継ぎ及びパスワードの管理が適切に行われているかを監査した。

《監査の結果》

知事部局等の所属

ガイドラインでは、乗っ取り対策として、ログインパスワードや認証方法について適切な管理を行うこととされている。

ガイドラインが適用される監査対象9所属全てにおいて、全てのアカウントで引継書や引継ぎファイルを用いて適切に引継ぎを行っていた。監査時点で1年以上情報を発信していないアカウントについても、ID 及びパスワードの引継ぎ、ログインによるアカウントの確認を行っており、今後の運用についてはアカウントの一元化や廃止も検討していた。また、パスワードの管理についても、全てのアカウントにおいて他の者が推測しにくいパスワードを設定しており、適宜変更していた。

警察本部広報課

警察 SNS 運用要領及び警察動画共有サービス運用要領では、ソーシャルメディアにログインするための ID 及びパスワードは、他に漏れないよう留意するとともに、パスワードは適宜変更することとされている。

警察本部広報課においては、担当者の変更時に引継ぎを適切に行っていた。

また、パスワードを適宜変更していた。

キ 情報発信を行う端末について

《監査の観点》

職員個人又は第三者の端末で情報が発信されていないかを監査した。

《監査の結果》

知事部局等の所属

セキュリティポリシーでは、所属に配備されたもの以外のパソコン、モバイル機器、記録媒体等を用いる場合には、安全管理措置を遵守した上で、記録に残る形で情報セキュリティ管理者の許可を得ることとされている。

セキュリティポリシーが適用される監査対象9所属のうち、スポーツ局スポーツ振興課を除く8所属においては、情報を発信する際は所属に配備された端末のみを使用していた。スポーツ局スポーツ振興課においては、情報セキュリティ管理者の許可を得た上で、職員の私有端末も使用していた。

また、セキュリティポリシーでは、委託事業者が運用するアカウントについても情報セキュリティ対策の確保に努めなければならないとされているが、委託事業者が準備した端末を使用して、必要なセキュリティ対策を確保した上で、情報を発信していた。

警察本部広報課

警察 SNS 運用要領及び警察動画共有サービス運用要領では、発信は、運用所属に設置されている端末で行うこととされている。

警察本部広報課においては、情報を発信する際は所属に設置されている端末のみを使用していた。

ク 利用目的に合致したソーシャルメディアの媒体の選択について

《監査の観点》

利用目的に合致するソーシャルメディアの媒体が選択されているかを監査した。

《監査の結果》

監査対象とした全ての所属において、利用目的に合致したソーシャルメディアの媒体を選択していた。

なお、主な選択理由は、表 2 のとおりであった。

表 2 主なサービス名と選択理由

サービス名	選択理由
Instagram	・ユーザー数が多いため。 ・若い世代の利用者が多いため。 ・画像や短い動画の発信に適しているため。
YouTube	・動画の発信に適しているため。 ・Web サイト上での動画共有に適しているため。
X（旧 Twitter）	・県民や企業に幅広く情報提供できるため。 ・若い世代を含めた多くの人に拡散できるため。 ・リンクによる Web サイトへの誘導が容易であるため。
Facebook	・年齢層が高い世代を含めた多くの人に拡散できるため。 ・長文での投稿が可能であるため。 ・他のサービスと連動できるため。 ・他自治体の同一事業で利用されていたため。

ケ 反応分析の実施について

《監査の観点》

発信内容に対する利用者の反応や情報発信の効果の分析が行われているかを監査した。

《監査の結果》

監査対象所属のうち、観光コンベンション局国際観光コンベンション課、都市・交通局公園緑地課、スポーツ局スポーツ振興課、選挙管理委員会事務局及び警察本部広報課は、運用している全てのアカウントで反応分析を実施しており、政策企画局広報広聴課、総務局情報政策課、防災安全局災害対策課及び労働局産業人材育成課は、運用している一部のアカウントで反応分析を実施して

いた。愛知芸術文化センターは、反応分析を実施していなかった。反応分析をしていない理由としては、長期間投稿をしていないこと、利用しているサービスの解析ツールが無料では利用できないこと、業務多忙により分析に時間をかけることができないことなどが挙げられた。

なお、各所属が実施している反応分析の主な内容は、下表３のとおりであった。

表３ 反応分析

所属名	反応分析の状況
政策企画局広報広聴課	・ 出稿したインストリーム広告※³に付随する機能を利用し、都道府県や世代ごとの再生率等を集計している。 ・ 視聴回数を重視し、再生数等を確認している。
総務局情報政策課	・ 投稿の反応（クリック数※⁴、開封率等）を確認し、投稿依頼のあった各所属で活用できるようにしている。
防災安全局災害対策課	・ フォロワー数を定期的に確認している。
労働局産業人材育成課	・ インプレッション数※⁵、フォロワー数等を確認し、エンゲージメント率※⁶の高い投稿を次の投稿に活用している。 ・ 試験的に時間帯を分けて投稿し、反応の多い時間帯を把握することで、次の投稿に活用している。
観光コンベンション局 国際観光コンベンション課	・ リーチ数※⁷、エンゲージメント数※⁶、コメント数、フォロワーの属性等を分析し、分析結果から趣味嗜好、流行等を把握することで、次の投稿に活用している。
都市・交通局公園緑地課	・ リアクションを確認している。
スポーツ局スポーツ振興課	・ インプレッション数を基に工夫、改善することで、次の投稿に活用している。 ・ プロフィールへのリーチ数、リンクへのアクセス数等を基に誘導メッセージを工夫している。
選挙管理委員会事務局	・ 閲覧数の多い投稿をまとめ、投稿内容の検討に活用している。
警察本部広報課	・ フォロワー数、毎月のポスト数、リポスト数等を把握し、効果的な発信をする基礎資料としている。

コ 情報発信の工夫について

《監査の観点》

適切な頻度で情報が発信され、利用者に伝わりやすい工夫がされているかを監査した。

《監査の結果》

監査対象とした全ての所属において、下表４のとおり、情報発信の工夫をしていた。

表４ 情報発信の状況

所属名	工夫の内容
政策企画局広報広聴課	・録画配信に加え、ライブ配信を実施する。 ・タレントを起用し、情報発信を依頼する。
総務局情報政策課	・簡潔な文面にする。 ・添付画像の文字を大きくする。 ・アイキャッチを使用する。 ・Web サイトへのリンク設定をする。
防災安全局災害対策課	・簡潔に分かりやすい文面にする。 ・画像を添付する。 ・Web サイトへのリンク設定をする。 ・災害情報は迅速な情報発信を心掛ける。
愛知芸術文化センター	・画像や写真を添付し、色調や構図等を調整する。 ・絵文字を活用し、親しみやすい投稿を心掛ける。
労働局産業人材育成課	・画像を添付する。 ・イベントでノベルティの配布を行う。
観光コンベンション局 国際観光コンベンション課	・分かりやすい文面にする。 ・インパクトのある写真を添付する。 ・趣味し好に合う投稿を続ける。 ・外国人の目線で発信することを心掛ける。
都市・交通局公園緑地課	・ハッシュタグを利用する。
スポーツ局スポーツ振興課	・タイトルを最初を書く。 ・ハッシュタグに加え、アットマークを利用する。 ・おすすめに投稿が出るように内容を工夫する。 ・イベントでフォロワーにノベルティを配布する。

所属名	工夫の内容
選挙管理委員会事務局	・定期的な投稿を行う。 ・啓発キャラクターを活用する。 ・タレントが選挙の投票に行った投稿のリポスト等で周知を図る。
警察本部広報課	・二次元コードをホームページや広報資料に掲載する。 ・親しみのある表現を心掛ける。

サ ソーシャルメディアに関する研修の受講状況について

《監査の観点》

ソーシャルメディアに関する研修を受講しているかを監査した。

《監査の結果》

監査対象所属のうち、総務局情報政策課、労働局産業人材育成課及びスポーツ局スポーツ振興課においては、政策企画局広報広聴課が主催したソーシャルメディアに関する研修を受講していた。警察本部広報課においては、制度所管課として広報に関する研修を主催していた。上記を除く5所属においては、ソーシャルメディアに関する研修を受講していなかった。

(3) 是正又は改善を必要とする事項

是正又は改善を必要とする事項の内容は、次のとおりである。

【指摘事項】 アカウント開設時に情報セキュリティ管理者の承認を得ておらず、アカウント運用方針も作成されていなかったもの（合規性）

該当機関 愛知芸術文化センター

ガイドラインにおいて、所属で行う事業の情報を発信する目的等で、所属としてアカウントを開設する場合は、事前に情報セキュリティ管理者の承認を得ることとされている。また、アカウントごとの運用方針を作成して所属内で共有するとともに、作成した運用方針に沿って運用することとされている。これらの規定は、アカウントの運用目的及び体制を明確化し、アカウントを安全かつ適切に運用するための根幹となるものである。

しかしながら、愛知芸術文化センターでは、愛知県美術館の広報のためにソーシャルメディアを利用しているが、情報セキュリティ管理者の承認を得ずにアカウントを開設し、アカウント運用方針を作成せずに当該アカウントを運用しており、組織的な意思決定を経ることなく、担当者個人の判断で自由に情報発信を行うことができる状態であった。

これは、所属において情報セキュリティ確保の認識が不足していたことによるものである。

(4) 監査意見

ソーシャルメディアの適切かつ効果的な運用に資するため、次のとおり監査意見を付す。

〈監査意見〉ガイドライン及びセキュリティポリシーを遵守するよう求めるもの

該当機関 全庁（警察本部を除く。）

ソーシャルメディアは、情報発信の手段として有効である一方で、発信した情報の修正や訂正が困難となるなどのリスクがあるため、利用に当たっては情報セキュリティの確保に努める必要がある。

今回の監査においては、アカウント開設時に情報セキュリティ管理者の承認を得ず、アカウント運用方針の作成も失念するといった情報セキュリティ上重大な規定違反があり、直ちに是正を要する所属があった。また、相互リンクの設定をしていないなど、ガイドラインを遵守していない所属及びセキュリティポリシーに定められている規程等を整備していない所属が複数あった。さらに、予備調査の結果から、監査の対象としなかった機関からも同様の事例が多数確認された。

ついては、ソーシャルメディアを利用する所属においては、令和7年1月に全部改正されたガイドライン及びセキュリティポリシーの内容を十分に確認し、情報セキュリティを確保した上で適正に運用するよう努められたい。

〈監査意見〉ガイドライン及びセキュリティポリシーが遵守されるよう制度所管課として実効性のある取組を求めるもの

該当機関 総務局情報政策課

制度所管課である総務局情報政策課は、本県においてソーシャルメディアが適切に運用されるよう、ガイドライン及びセキュリティポリシーを策定して各所属が遵守すべき事項を定め、状況に応じて見直しを図っているところである。令和7年1月のガイドラインの全部改正では、各所属で整備すべき規程等が明記され、ソーシャルメディアの利用に必要な手続きがより明確にされたものの、総務局情報政策課では、アカウントを開設する際に各所属からの報告を求めておらず、各所属におけるアカウントの開設状況や規程等の整備状況を把握していない。

今回の監査においては、アカウント開設時に情報セキュリティ管理者の承認及びアカウント運用方針の作成を失念するなど、ガイドラインを遵守していない所属があった。また、セキュリティポリシーに定めている規程等が整備されていない所属が複数あった。

については、制度所管課としてガイドライン等のより一層の周知徹底に努めるとともに、ソーシャルメディアを利用する所属における規程等の整備状況を把握して必要なサポートを行うなど、策定したルールが遵守されるような実効性のある取組を実施されたい。

〈監査意見〉ソーシャルメディアの利用について、効果的な情報発信につながる取組を求めるもの

該当機関 全庁

ソーシャルメディアアカウントは低コストで開設可能であり、即時・広域の情報発信に有効であるため、県政の広報媒体として、今後ますますの活用が期待される。

今回の監査においては、反応分析を実施し、その結果を活用している所属がある一方で、反応分析を実施していない所属や実施していても次の投稿に分析結果を活用できていない所属もあった。また、ソーシャルメディアに関する研修については、監査対象所属のうち半数が受講していなかった。

他方、情報発信に当たっては、監査対象とした全ての所属で何らかの工夫がなされており、例えば、目に留まりやすい文面や画像の活用、イベントにおける啓発などの好事例が多くあった。

については、ソーシャルメディアの特性を活かした上で最大の効果を発揮できるよう、反応分析の実施・分析結果の活用や研修受講による広報力の向上のほか、他のアカウントにおける好事例を取り入れるなど、より一層の効果的な情報発信に取り組まれない。

〈監査意見〉ソーシャルメディアを活用した効果的な情報発信を支援する取組を求めるもの

該当機関 政策企画局広報広聴課、総務局情報政策課

本県では、ソーシャルメディアに関する制度所管課は総務局情報政策課であり、各機関が適切にソーシャルメディアを運用できるようにガイドライン及びセキュリティポリシーを策定しているが、広報に関する事務については、

政策企画局広報広聴課が所管している。ソーシャルメディアの利活用を促し、県全体の広報力を向上させるためには、両課が連携して取り組むことが求められる。

今回の監査においては、全てのアカウントで効果的な情報発信につながる取組がなされているとは言い難い状況が認められた。

については、両課は、各所属におけるソーシャルメディアを活用した効果的な情報発信の支援に取り組まれない。

【参考資料】

○予備調査

1 調査の目的

監査対象機関の選定及び監査の主な観点の検討に必要な情報収集

2 調査実施時期及び調査対象

令和6年9月20日時点における本県の全ての機関（512機関）

3 調査の方法

予備調査票を用いて、ソーシャルメディアの利用実態を調査した。

[予備調査における主な質問項目]

①利用しているソーシャルメディア

②アカウントの運用者

③県職員が運用するアカウントの運用方針等の作成状況

④アカウントの運用開始年度

⑤情報の発信頻度

4 結果

予備調査の結果、令和6年9月20日時点で、ソーシャルメディアの利活用があったのは177機関であり、利活用されているアカウント数は531であった。

上記予備調査における主な質問項目の結果は、以下のとおりである。

①利用しているソーシャルメディア

サービス名	Instagram	YouTube	X（旧Twitter）	Facebook	その他（LINE等）
アカウント数	162	132	111	90	36

②アカウントの運用者

運用者	県職員	委託業者	県職員・委託業者	指定管理者	その他（財団等）
アカウント数	346	80	7	80	18

③県職員が運用するアカウントの運用方針等の作成状況

作成の有無	あり	なし
アカウント数	306	47

④アカウントの運用開始年度

運用開始年度	平成29年度以前	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	不明
アカウント数	111	29	35	78	73	73	76	47	9

⑤情報の発信頻度

投稿頻度	毎日	週1回以上	月1回以上	数ヶ月に1回	年1回程度	1年以上発信していない	不定期投稿等
アカウント数	26	148	129	83	48	55	42

○用語解説

	用語	解説
※1	モニタリング	発信する情報などを継続的に監視・分析すること。
※2	外部サービス	事業者等の庁外の組織が情報システムの一部又は全部の機能を提供するもの。
※3	インストリーム広告	YouTube 等の動画再生中に挿入される広告のこと。
※4	クリック数	利用者が投稿の中のリンクをクリックした回数のこと。
※5	インプレッション数	利用者に投稿が表示された回数のこと。 (例) ある投稿を1人の利用者が合計5回見た場合、インプレッション数は5となる。
※6	エンゲージメント数 エンゲージメント率	エンゲージメント数は、利用者が投稿に対して行った反応（コメント、クリックなど）の総回数のこと。 エンゲージメント率は、投稿に対する反応の割合を示す指標のこと。
※7	リーチ数	投稿が表示された利用者の数のこと。 (例) ある投稿を2人の利用者が合計5回見た場合、リーチ数は2となる。

【関係法令等】

○愛知県情報セキュリティポリシー

（情報資産の分類）

第17条 情報資産は、その重要性に応じて、次により分類する。分類に当たっては、愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）に定める不開示情報、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき保護すべき保有個人情報、愛知県行政文書管理規程（平成16年愛知県訓令第4号）等を考慮する。

分類	分類基準	情報資産区分
重要性A	秘密を要する情報資産	・ 不開示情報 ・ 保護すべき保有個人情報 など知らせてはならない情報
重要性B	重要性A又は重要性C以外の情報資産	・ 開示の可否が明確でない情報 ・ 問合せがあれば提供する情報 などの情報
重要性C	直ちに一般に公表することを前提としている情報資産	・ Webサイトへの掲載 ・ 印刷物等での配布 など知らせるための情報

※ 個人情報に当たるメールアドレス（公務員の業務上のメールアドレスを除く。）は重要性Aに分類されるが、本人へのメール送信時に送信先として利用する場合に限っては、重要性Bに分類されたものとみなす。

※ 公務員の業務上の個人用のメールアドレス等Webサイト等で公表されていない公用メールアドレスは、重要性Bに分類される。

（重要性B以上の情報を取り扱わない外部サービスの利用）

第37条 情報セキュリティ管理者及びネットワーク等管理者は、重要性B以上の情報を取り扱わない外部サービス（以下本条において同じ。）の利用に当たっては、以下の事項を含む規程を整備しなければならない。

- (1) 外部サービスを利用可能な業務の範囲（利用者、業務内容、情報資産等）
- (2) 外部サービスの名称及び内容
- (3) 外部サービスの利用の運用手順
- (4) 外部サービスの利用状況の管理

2 略

（ソーシャルメディアサービスの利用）

第38条 情報セキュリティ管理者及びネットワーク等管理者は、業務により管理するアカウントでソーシャルネットワーキングサービス（SNS）や動画共有サイト等の

ソーシャルメディアサービスを利用する場合、情報セキュリティ対策に関する次の事項を含めた運用手順を定めなければならない。

- (1) 当該アカウントによる情報発信が、実際の愛知県のものであることを明らかにするために、愛知県の管理するWebサイトに当該アカウントの情報を掲載して参照可能とするとともに、当該アカウントの自己記述欄等にアカウントの運用組織を明示する等の方法でなりすまし対策を行うこと。
- (2) パスワード、認証のためのコード等の認証情報等を適切に管理し、必要な不正アクセス対策を行うこと。

2～5 略

6 アカウント乗っ取りを確認した場合には、被害を最小限にするための措置を講じなければならない。

7 略

○愛知県ソーシャルメディア利用ガイドライン（令和7年1月版）

このガイドラインは、愛知県職員（愛知県情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）に定める職員。以下「職員」という。）が業務上、所属として管理するアカウントを用いて、ソーシャルメディアを利用する際の基本的な考え方、留意すべき事項及びポリシー上の遵守すべき事項等をまとめ、適切に運用することを目的として策定したものであり、必要に応じ見直し等を行う。

1 及び 2 略

3 アカウント運用に当たっての必要な手続

(1) アカウント運用方針の策定

次の点を明確にしたアカウントごとの運用方針を作成して所属内で共有するとともに、作成した運用方針に沿って、アカウントを運用すること。また、作成した運用方針は、アカウント開設後速やかに、アカウント自己記述欄と愛知県が管理するWebサイトに掲載し、利用者に周知すること。

ア アカウント名、アカウントURL

イ 運用の目的

ウ 運用体制

エ 発信内容

オ フォロー、コメント等への対応

カ アカウントの停止または削除

キ 個人情報に関する取扱い

- ク 知的財産権に関する取扱い
- ケ 禁止事項、免責事項、留意事項
- コ 問い合わせ先

(2) 規程等の整備

(1)で定めるアカウント運用方針とは別に、アカウント開設目的、取り扱う情報資産の分類、外部サービス提供者との契約の有無に応じた必要な規程等を整備すること。

(3) アカウント開設の承認手続

ア 所属で行う事業等の情報を発信する目的等で、所属としてアカウントを開設する場合は、情報セキュリティ管理者の承認を得た上でアカウントを開設すること。
また、ネットワークや情報システムを構築する目的等で、ネットワークや情報システムの管理者としてアカウントを開設する場合は、ネットワーク等管理者の承認を得た上でアカウントを開設すること。

イ及びウ 略

(4) なりすまし対策

ソーシャルメディアは、アカウント開設が容易であるものが多く、愛知県が管理しているアカウントを騙った偽のアカウントで意図しない情報が発信される等の「なりすまし」被害が発生する恐れがある。

なりすまし対策として、以下の措置を講じること。

ア 愛知県が管理するWebサイトにアカウント情報を掲載し、アカウントへのリンクを設定すること。

イ アカウント自己記述欄にアカウントを運用する所属を明示するとともに、所属が当該アカウントを運用している旨を明示している県管理WebページのURLを記載すること。

4 略

5 アカウント運用時のトラブル

(1) なりすまし

なりすましが発生していることを確認した場合は、以下の措置を講じること。

ア サービス提供者に連絡を行い、当該アカウントの削除依頼を行うこと。

イ 必要に応じて、所属が管理するWebページ等で成りすましが発生したことを周知し、注意喚起を行うこと。

(2) 乗っ取り

第三者が何らかの方法で不正にログインを行い、意図しない情報が発信される、アカウント情報を改ざんされる等の「乗っ取り」が発生する恐れがある。また、一度アカウントを乗っ取られてしまうと、不正な投稿によって県の信頼を損なう等、被害が大きくなる恐れがある。

乗っ取り対策として、ログインパスワードや認証方法について適切な管理を行うこと。

アカウントが乗っ取られたことを確認した場合、以下の措置を講じること。

ア ポリシー第15条で定める措置を講じるとともに、情報政策課に報告すること。

イ ソーシャルメディアサービス提供者に連絡のうえ、アカウント停止措置を行うこと。

ウ 必要に応じて、所属が管理するWebページ等でアカウントの乗っ取りが発生したことを周知し、注意喚起を行うこと。

(3) 炎上

ソーシャルメディアでは匿名性が高く、投稿に対する返信等の反応も簡単に行えることから、誤った情報を発信してしまった際などに、批判や苦情といった反応が殺到する「炎上」が起きてしまう恐れがある。

炎上状態になった場合、所属として、必要に応じて説明、訂正、謝罪等を行い、速やかに対応すること。なお、対応に時間を要する場合はその旨を説明する等して、無視している等の不要な誤解を招かないようにすること。

6 及び 7 略

○愛知県警察ソーシャル・ネットワーキング・サービス運用要領

1 趣旨

この要領は、愛知県警察広報活動規程の制定（昭和62年総広発甲第23号）第2の3(2)ア(オ)の規定に基づき、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）を利用した広報活動を適正に推進するため、その運用に関して必要な事項を定める。

2 略

3 運用要領

(1) 略

(2) 運用ポリシーの策定及び愛知県警察ホームページへの掲載

運用所属長は、愛知県警察SNS運用ポリシー記載例（別紙）を参考にして運用ポリシーを策定するとともに、愛知県警察ホームページにSNSの運用を開始した旨及び当該運用ポリシーを掲載すること。

(3) 発信端末の指定

発信は、運用所属に設置されているAPオープンネットワークの端末で行うこと。ただし、運用所属長が認めたときに限り、APオープンネットワークの端末以外の公費で整備された端末で発信を行うことができる。

(4) 発信の承認

発信は、運用所属長の承認を受けた後に行うこと。ただし、簡易又は定型的な発信は、運用所属長が指定する警部以上の階級（同相当職を含む。）にある者の承認によって行うことができる。

(5)及び(6) 略

(7) 運用の開始及び終了の報告

運用所属長は、SNSの運用を開始し、又は終了するときは、ソーシャル・ネットワーキング・サービス運用報告書（別記様式）に、利用するSNSの約款、利用規約等を添付し、総務部長に報告（広報課長経由）すること。

4 運用上の留意事項

(1) 情報セキュリティの観点から、SNSにログインするためのID及びパスワードは、他に漏れないよう留意するとともに、パスワードは適宜変更すること。

(2)～(6) 略

(7) なりすまし（他の利用者のふりをして、インターネット上の様々なサービスを利用することをいう。）を発見したときは、SNSの運営管理者に対して、直ちに対応を依頼するとともに、愛知県警察ホームページを利用して注意喚起を行うこと。また、必要に応じて報道機関に対する情報提供を行うなど、なりすましが存在していることの注意喚起を徹底すること。

(8)以下 略

5 略

○愛知県警察動画共有サービス運用要領

1 趣旨

この要領は、愛知県警察広報活動規程の制定（昭和62年総広発甲第23号）第2の3(2)ア(オ)の規定に基づき、動画共有サービスを利用した広報活動を適正に推進するため、その運用に関して必要な事項を定めるものとする。

2及び3 略

4 投稿要領

(1)及び(2) 略

(3) 投稿端末

運用所属に設置されているAPオープンネットワーク端末により行うものとする。

(4) 略

(5) サービスの適正な管理及び運用

総括責任者は、次に掲げる事項に基づき、動画共有サービスの適正な管理及び運用に努めること。

(ア) 利用者に対し、「愛知県警察公式チャンネル運用ポリシー」を県警ホームページに掲載することにより利用規約を周知すること。

(イ) サービスに伴う安全性を確保するため、パスワードが他に漏れることがないよう適正に管理し、適宜これを変更すること。

(ウ) 略

5及び6 略

○愛知県警察における情報セキュリティに関する対策基準の細目の制定（通達乙）

第9 警察情報システム等の利用時の情報セキュリティ対策

対策基準第10における警察情報システム等の利用時の情報セキュリティ対策について、次のとおり定める。

(1)～(8) 略

(9) ソーシャルメディアサービスによる情報発信

ア及びイ 略

ウ 職員は、愛知県警察のアカウントによる情報発信が実際の愛知県警察のものであると認識できるようにするためのなりすまし対策として、次に掲げる対策を講ずること。

(ア) 愛知県警察からの情報発信であることを明らかにするために、愛知県警察ホームページにおいて、利用するソーシャルメディアのサービス名と、そのサービスにおけるアカウント名又は当該アカウントページへのハイパーリンクを明記するページを設けること。

(イ) 愛知県警察からの情報発信であることを明らかにするために、アカウント名やアカウント設定の自由記述欄等を利用し、愛知県警察が運用していることを利用者に明示すること。

(ウ) 運用しているソーシャルメディアのアカウント設定の自由記述欄において、当該アカウントの運用を行っている旨の表示をしている愛知県警察ホームページのURLを記載すること。

(エ) 略

エ 略

オ 職員は、なりすましや不正アクセスを確認したときは、次のとおり対処すること。

(ア) 愛知県警察ウェブサイトにおいて、なりすましアカウントが存在すること、当該ソーシャルメディアを利用していないこと等について、信用できる機関やメディアを通じて注意喚起を行うこと。

(イ) アカウント乗っ取りを確認したときは、被害を最小限にするため、ログインパスワードの変更やアカウントの停止を速やかに実施し、愛知県警察ホームページ等で周知するとともに、対策基準第3の3に基づき、適切に対処すること。

是正又は改善を必要とする事項集計表

この表は、第2の「2 監査結果」及び第3の「3 監査結果」に記載した是正又は改善を必要とする事項の件数を集計した表である。

1 分野別

(単位：件)

区 分	指摘事項	検討事項	計
収 入	0	0	0(1)
支 出	3	0	3(4)
人 件 費 ・ 旅 費	2	0	2(1)
財 産 ・ 物 品	8	0	8(22)
委 託	1	0	1(1)
工 事	3	0	3(1)
補 助 金	0	0	0(1)
事 故	0	0	0(0)
事 務 事 業	0	0	0(0)
そ の 他	0	0	0(0)
テーマを設定した行政監査	1	0	1(0)
計	18(31)	0(0)	18(31)

(注) () 内は前年の件数を示す。

2 局等別

(単位：件)

区 分	指摘事項	検討事項	計
政 策 企 画 局	0	0	0(0)
総 務 局	1	0	1(0)
人 事 局	0	0	0(1)
防 災 安 全 局	0	0	0(0)
県 民 文 化 局	1	0	1(0)
環 境 局	0	0	0(0)
福 祉 局	2	0	2(2)
保 健 医 療 局	2	0	2(1)
経 済 産 業 局	0	0	0(1)
労 働 局	1	0	1(0)
観 光 コ ン ベ ン シ ョ ン 局	0	0	0(0)
農 業 水 産 局	2	0	2(2)
農 林 基 盤 局	1	0	1(0)
建 設 局	0	0	0(2)
都 市 ・ 交 通 局	0	0	0(1)
建 築 局	0	0	0(0)
ス ポ ー ツ 局	0	0	0(0)
会 計 局	0	0	0(0)
議 会 事 務 局	0	0	0(0)
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	0	0	0(0)
監 査 委 員 会 事 務 局	0	0	0(0)
人 事 委 員 会 事 務 局	0	0	0(0)
労 働 委 員 会 事 務 局	0	0	0(0)
教 育 委 員 会	6	0	6(15)
警 察 本 部	1	0	1(3)
企 業 庁	1	0	1(0)
病 院 事 業 庁	0	0	0(3)
計	18(31)	0(0)	18(31)
うち、テーマを設定した行政監査分	1(0)	0(0)	1(0)

(注) () 内は前年の件数を示す。

また、地方自治法第 199 条第 10 項の規定に基づき、5 件の監査意見を付した(うち、テーマを設定した行政監査分 4 件)。